

Title	ドイツ社会運動史にかんする最近の資料(その二) : 社会主義鎮圧法の時期におけるドイツ社会民主党の闘争 帝国委員会の活動 について
Sub Title	Documents and materials of the history of German working class movement (2) : Der Kampf der deutschen Sozialdemokratie in der Zeit des Sozialistengesetzes 1878-1890 : Die Tätigkeit der Reiches-commission : herausgegeben von Prof. Dr Leo Stern, 1956
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.10 (1959. 10) ,p.862(32)- 877(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19591001-0032
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591001-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



ドイツ社会運動史にかんする最近の資料 (その二)

— 社会主義鎮圧法の時期におけるドイツ社会民主党の闘争— 帝国委員会の活動

— (Der Kampf der deutschen Sozialdemokratie in der Zeit des Sozialistengesetzes 1878-1890—Die Tätigkeit der Reichs-Commission—herausgegeben von Prof. Dr. Leo Stern, 1956) 以下略—

飯 田 鼎

和国の崩壊までの時期。

最近におけるドイツ社会運動史もしくは労働運動史にかんする研究動向については、筆者は機会ある毎にふれてきた¹⁾。しかしその後、新たな成果が続々と現われつつあるので、これらについて、筆者が知りえた限りにおいて、簡単な考察を試みるとともに、これを通じて本稿の目的とする社会主義鎮圧法下の社会民主党の闘争にかんする資料紹介の意義を明らかにしたいと思う。まず研究の動向であるが、もし時期的にわけるとするならば、つぎの三つの峰をとらえることが必要であろう。(一)一八四八年の革命から七〇年代の初頭、社会民主党の成立までの黎明期、(二)社会主義鎮圧法から一九一四年第一次世界大戦の勃発までの時期、(三)大戦後からワイマール共

以上は、きわめて常識的な時代区分によったわけであるが、更にこれを問題意識という点から観察するならば、つぎのような注目すべき結果がえられるであろう。すなわち、(一)一九一八年から一九二一年にかけてのいわゆるドイツ十一月革命にかんする追憶や体験の報告 (Erinnerungen und Erlebnisberichte) として研究、(二)ドイツ帝国主義と労働者階級の運動との関係にかんする研究、(三)ドイツ社会民主党成立後の運動や、その指導的な人物にかんする伝記的な考察である。ドイツ革命にかんする重要な研究としては、レオ・シュテルン教授 (Prof. Leo Stern) の指導のもとに、ヘルリンにあるドイツ科学アカデミーの歴史学研究所 Institut für Geschichte an der deutschen Akademie der Wissenschaft zu Berlin から

発刊されている膨大な資料史的研究がまずあげられなければならない。『ドイツ労働運動史にかんする文書的研究』(Archivalische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung)と題されたこの資料集には、いまここに紹介を試みようとしている「社会主義鎮圧法の時期における社会民主党の闘争」もその第三巻としておさめられているが、そのほかには、第二巻として「一九〇五年から一九〇七年にかけての第一次ロシア革命のドイツに及ぼせる影響」(Die Auswirkungen der ersten russischen Revolution von 1905-1907 auf Deutschland, 2 Bde.)、第四巻として、「社会主義十月大革命とそのドイツに及ぼせる影響」(Die Grosse Sozialistische Oktoberrevolution und ihre Auswirkungen auf Deutschland, 3 Bde.)が加えられているが、まだ第一分冊しか出ていない。別巻として、「社会主義大十月革命のドイツおよびドイツ労働運動への影響」(Der Einfluss der Grossen Sozialistischen Oktoberrevolution auf Deutschland und die deutsche Arbeiterbewegung)がでている。これらの研究に特徴的なことは、ロシア革命の進展とドイツ労働運動との関係という具体的な目標がかかげられていることである。また十一月革命に身をもって参加した人々の報告を集めたものとして、つぎの二巻がある。すなわち、ひとつは統一社会党の編集にかかり、マルクス・レーニン主義研究所から出ている「前進せよ、そして忘れるなかれ——一八一八年から一八一九年にかけての十一月革命の活動的な参

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料 (その二)

加者の体験報告」(Vorwärts und nicht vergessen, Erlebnisberichte aktiver Teilnehmer der Novemberrevolution 1918/1919)と題された「一九一八年の十一月革命とドイツ労働組合」(Die Novemberrevolution 1918 und die deutschen Gewerkschaften)と題された二冊で、「十一月革命とドイツ労働組合運動の古参者の憶ふ出」(Erinnerungen von Veteranen der deutschen Gewerkschaftsbewegung an die Novemberrevolution, 1914-1920)である。この両者は、個人的な回想の形式をとっている多数の報告の集成であるため、執筆者の革命そのものに対する評価が主観的になり易い傾向がある。もちろん、これらが、やがてドイツ労働運動を研究する上で貴重な指針となりうるであろうことは否定できないが、それと同時に、われわれがこれらの資料に接するにあたっては主観主義や公式主義の方向に流されるのを警戒しなければならぬ。

ドイツ十一月革命からワイマール共和国時代に眼を転ずると、まずハインツ・ハンダック (Heinz Habedank) の「一九二三年のハンブルクの蜂起の歴史」(Zur Geschichte des Hamburger Aufstandes, 1958)と、ヴェルナー・イムグ (Werner Imig) によるマンシュフェルトのストライキにかんする二つの労作 (Streik bei Mansfeld 1930, 1958; Der Streik der Mansfelder Arbeiter im Jahr 1930, 1957)が注意をひく。前者は「ドイツ革命の失敗後、ワイマール体制のはらむ危機と矛盾の激化——猛烈なインフレーション

ンによる経済的不安と労働者階級の窮乏化、さらに賠償支払の怠慢を理由とする連合国軍隊のルール地区への進駐——の結果としておこったハンブルクの武装蜂起が、主として共産党の指導のもとにおこなわれながらも、社会民主党の協力がえられなかったために失敗してゆく過程を、克明に描いている。後者はワイマル共和国の末期、大恐慌の影響がはげしくなっていた一九三〇年、マンシュェルト・コンツェルンにおこった大規模なストライキが、共産主義者、社会民主主義者もしくはキリスト教的な労働者の統一的な闘争として発展してゆく過程について、ナチズムの前後における労働運動の一断面を描いている。なお第一次世界大戦から十一月革命を中心とするドイツ社会民主党左派の活動について注目すべきものは、ウォルター・トルミン (Walter Tormin) の「ソヴェト独裁と社会民主主義」(Zwischen Räterediktatur und sozialer Demokratie, 1954)、ウォルター・バルテル (Walter Bartel) の「軍国主義と戦争との闘争におけるドイツ社会民主党左派」(Die Linken in der deutschen Sozialdemokratie im Kampf gegen Militarismus und Krieg, 1958) と、ハンス・ベヤ (Hans Beyer) の「十一月革命からミンテン・ソヴェート共和国まで」(Von der Novemberrevolution zur Räte-republik in München, 1957) がある。したがってドイツ帝国主義と労働運動の関係をめぐっては、すでにユルゲン・クズニスキー (Jürgen Kuczynski) の諸著作、とくにその「ドイツ帝国主義史研究」(Studien zur Geschichte des

deutschen Imperialismus, 2 Bde.)のほか、彼の教えをうけた若い人々の業績として、つぎの二巻がある。すなわち、エリカ・ケーニッホ (Erika König) の「ドイツ社会民主党と経済独占の到来」(Die deutsche Sozialdemokratie und die aufkommenden Wirtschaftsmonopole, 1958) と、マルティン・シュミット (Martin Schmidt) の「一九三一年におけるムルリン市電力事業株式会社の取引」(Die BEWAG-Transaction im Jahre 1931, 1957) である。今世紀初頭の青年労働者の運動をとりあつたものとして、ウォルター・ヌーガー (Walter Sieger) 「ドイツ労働者青年運動の最初の十年」(Das erste Jahrzehnt der deutschen Arbeiterjugendbewegung 1904-1914, 1958) も異色ある力作といえよう。

草創期のドイツ労働運動と社会主義運動の研究としては、カーン・ハイニン・ライデマン・ヒカーネ (Karl-Heinz Leidigkeit) の「ドイツ労働運動におけるムルヘルム・リープクネヒトとアウグスト・ヤーゲン」(Wilhelm Liebknecht und August Bebel in der deutschen Arbeiterbewegung, 1862-1869, 1957) と、トーマス・ホーレ (Thomas Höhle) の「ヨハン・シユライマン・タマン (Josef Schleitstein) のフランク・メーリンクについて」の伝記的考察 (Franz Mehring, sein Weg zum Marxismus 1956; Franz Mehring, sein marxistischen Schaffen, 1891-1919, 1959) が注目される。また一八五二年、ケルン共産党裁判事件と

称せられる陰謀については、資料としてカール・ビッテル (Karl Bittel) の「同時代の新聞を通じてみた一八五二年のケルン共産党裁判」(Der Kommunistenprozess zu Köln 1852 im Spiegel der zeitgenössischen Presse, 1955) と、ドナルド・ヘルムンシュタット (Donald Herrstadt) の「国際的プロレタリアートに対する最初の陰謀」(Die erste Verschwörung gegen das internationale Proletariat, 1958) がある。また社会主義鎮圧法下の運動としては、ヘルマン・マイヘル (K. A. Hellfater) の「社会主義鎮圧法下のドイツ社会民主主義」(Die deutsche Sozialdemokratie während des Sozialistengesetzes, 1878-1890, 1958) が注目されるし、第一次世界大戦直前までのルール地方における鉱山労働者の運動に関するものとして、マックス・コッホ (Max Koch) の「ヴィルヘルム二世時代のルール地帯における鉱山労働者の運動」(Die Bergarbeiter-bewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelm II, 1954) も忘れられるべきではない。

以上において、ここ二、三年間に公刊されたドイツ労働運動、社会主義運動にかんする研究の主要なものうち、筆者が入手しえたものについてごく簡単な考察を試みた。ドイツの労働運動史についてはまだ研究をはじめたばかりであり、イギリス労働運動史との比較研究を試みようとする筆者にとっては、ドイツはまったく未知の土壌というほかはない。ただ筆者を駆りたててドイツに赴かせるものがあるとするならば、われわれの祖国日本が、かつて体験し

たと同じような精神的風土、政治的雰囲気——ファシズムの基盤としての半封建主義・軍国主義——を第二次世界大戦前のドイツもまた宿命的になわされてきたという歴史的事実である。日本と同じく「戦争か平和か」の鍵をにぎっているといわれるドイツは、いま二つに分裂し、「民族の悲劇」を身をもって味わいつつある。最近におけるドイツ労働運動史の研究動向を、注意深く観察するならば、われわれは、このような民族的な悲劇が、学問の領域にも暗く投影されているのに気がつくであろう。西ドイツにおけるアデナウアー政権のファシズム化、すなわち西独の核武装と軍国主義化を共産主義諸国が何よりもおそれていることはいまでもない。そのような脅威が東ドイツをして極左的公式主義をとらしめている傾向がないであろうか。その結果は、労働運動史研究にも、歴然とあらわれている。一方、西ドイツにおいては、労働運動史や社会主義運動史にかんする注目すべき業績は、ほとんどみられないといつてよい。とりわけマルクス主義の立場に立つ研究はほとんど絶無にちか

い。もちろんわれわれは、これによって高い水準を保つ多数のすぐれた業績を否定しようというのではない。とくにライプツィヒのカール・マルクス大学のドイツ史研究所 (Institut für Deutsche Geschichte an der Karl-Marx-Universität Leipzig) のヘルンスト・エンゲルベルク教授 (Prof. Dr. Ernst Engelberg) の指導のもとになされている若い人々の諸研究やレオ・シユテルン教

授によって指導されるベルリンのドイツ科学アカデミーの歴大な資料的研究に対して、心から敬意を表するものである。

このような意味から、筆者はドイツ民主共和国において、異常な熱心さをもってつけられている資料的な研究に関心をいだくとともに、この資料のもっている意味を紹介し、あわせて、今後の研究の手がかりにしたいと思う。

- (1) 三田学会雑誌、五一巻六月号、五二巻四月号拙稿参照。
- (2) ケーニッヒの労作については、正田庄次郎氏の書評がある(三田学会雑誌、五二巻五月号)。

二

この資料的研究の紹介および検討に入る前に、本資料の対象としての社会主義鎮圧法の時期におけるドイツ社会民主党の活動そのものについて、冒頭にかかげられたカール・アレキサンダー・ヘルフ・アイエルのかかり長い論文(本資料の解説的な意味をもっている)、「一八七八年から一八九〇年までの例外法のもとにおける社会民主党」を参考として考察することにしよう。

いま、十九世紀初頭から今日までのドイツ労働運動の歴史を概観するならば、つぎの五つの時期にわけることが適当であろう。すなわち、(一)一八四八年—一八七五年、(二)一八七五年—一九一四年、(三)一九一四年—一九三三年、(四)一九三三年—一九四五年、(五)一九四

五年—現在まで。第一期は、ドイツ三月革命の失敗後から社会民主党の前身としてのドイツ社会主義労働党の建設までを含む草創期であり、第二期は、社会民主党がマルクス主義政党としてその基礎を確立した時期であるが、またそれと同時にビスマルクによる酷烈な社会主義鎮圧法によって追放された苦難の時代でもあった。弾圧によって鍛えられ、やがて一八九〇年の輝かしい勝利をかちとったことは特筆されねばならないが、逆にまた右翼日和見主義がまさにこの時期に抬頭した。あたかもドイツ資本主義の帝国主義段階への移行にともなう労働貴族層の発生や中間階層の増大をみるに及んで、これらの状況を反映して党内にいわゆる修正主義論争がはげしく闘わされるに至った。第二インターナショナルにおいて指導的な地位を占めていたドイツ社会民主党内部のこのような動揺と分裂とは、結局第一次世界大戦の勃発を前にして、プロレタリア国際主義を裏切る結果を招いたのである。

第三期は、ドイツ労働運動をも含めて世界の労働運動の、もっとも不幸なもとも悲劇的な時代、労働者階級が、社会主義運動のいちじるしい発展とその徹底的な破滅という数奇な運命を身をもって体験した時期に相当する。第一次大戦の勃発にともなう国際的連帯精神の喪失、労働運動の壊滅、プロレタリアード同志間の大量殺戮、ロシア革命の影響による労働運動の昂揚、その結果としてのドイツ十一月革命の勃発とその失敗、敗戦によるインフレーションの猛威と国民生活の破滅、労働運動の未曾有の昂揚と反動化した社会民主

党政権、ワイマール体制の危機、そしてついにナチスの支配によって、一切の社会主義運動や労働運動は、圧殺されるに至った。第四期は、いわば暗黒時代であり、共産党はもとより社会民主党やブルジョア政党としてのカトリック中央党の如きも解党を強制され、民主主義はその最後の断片すらも奪いとられ、一切をあげてファシズムと侵略戦争の火中に投げられた時代であった。最後の第五期は、いまでもなく敗戦後から一九四九年の東西両ドイツの分裂をへて、今日に至る十五年間である。

われわれがここで問題とするのは主として第二期であり、この時期だけをとりあげて、ドイツ労働運動史上における意味、その特殊性を考えるならば、(一)労働者階級の数量的増大と階級意識の成熟(労働運動の激化、社会民主党の成立)、(二)ドイツ資本主義の飛躍的発展(帝国主義段階への突入(海外植民地獲得のための帝国主義戦争の準備)、(三)ビスマルクによる「飴と鞭」の対労働者政策(社会保険法と社会主義鎮圧法)などが重要な特徴として数えられる。しかもこれが相互に内的関連を有するものであることはもちろんであり、社会主義鎮圧法こそは、ドイツの資本主義がみずから胚胎しているような諸矛盾を、暴力的な手段によって解決をはからんとしたものであった。まことに社会主義鎮圧法の問題提起は、それ自体のなかに、十九世紀後半におけるドイツの歴史の、もっとも重要な経済的、社会的そして政治的な問題を統一せしめてい

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料(その二)

あらゆる国の労働運動の歴史において見られるように、弾圧立法はそれぞれの国の資本主義発展の一定の段階において必ずあらわれるものである。たとえば、イギリスの団結禁止法、フランスのル・シャプリエ法、わが国の治安警察法などがもっとも典型的なものとして知られているが、この場合、立法者としての支配階級に共通の思想および心理状態は、労働者の団結が、「刑法上の犯罪」として罰せられるべきであるとするものであり、とくにドイツの場合は、その法案の起草にあたって、階級対立としての労働問題の解消、プロレタリアートの現存社会秩序への整序の意図をかくさなかった。すなわち社会主義鎮圧法は、実質的に社会民主党員を刑罰の面からいって例外状態においたのであって、社会主義者は、その裁判に際して刑事訴訟法第一二条に規定されている「あらゆる人間にたいする個人の自由の保護」が拒否されたのであった。社会主義鎮圧法が「例外法」(Ausnahme-gesetz)と呼ばれる所以である。少しくドイツの歴史をさかのぼって、一八四〇年代から社会主義鎮圧法制定までの社会的経済的および政治的状态にふれてみよう。カール・マルクスは、一八四八年十一月、つぎのように書いてい

「一八四八年および一七八九年の『革命』は、新時代の入口に立っているという限りなき誇りによって鼓舞されたのであるが、一八四八年におけるベルリン人たちの誇りは、彼らが時代錯誤を代表していたという事実に基づいていた。……ドイツのブルジョアジ

の発達にきわめて緩慢であり、遅々たるものであり、のろのろしたものであったから、それが封建制度および専制政治にたいして危険となりはじめたときには、すでに他方においてプロレタリアート、および都市人口中の、プロレタリアートと利害および思想を同じくする諸層がそれに対立していた。ブルジョアジーの敵のなかには、その『背後』にある階級のみならず、その前面にある全ヨーロッパがあった。一七八九年のフランスのブルジョアジーとは違って、プロシヤのブルジョアジーは、現代社会の全体をば、旧秩序の代表者たる国王、貴族に対抗して保護する階級ではなかった。それは、すでに国王とも民衆とも衝突する階級に落ちた。そしてどちらの敵に対する関係においても優柔不断であった。ただしそれは、常に背後の敵に眼をくばっていたからである。それは、最初から民衆を裏切つて旧社会の代表者たる国王と妥協しようとする傾向をもっていた。ただしドイツのブルジョアジーそのものが旧社会に属していたからである。……保守主義者にたいしては革命的であり、革命主義者にたいしては保守的であり……眼もなく耳もなく何者もないやがて亡ぶべき老衰した動物——これが「三月革命」以来プロシヤの国家を導きつづつたプロシヤ・ブルジョアジーの地位であった。⁽²⁾

このマルクスの言葉は、経済上の利益を得る代償として、政治的には依然としてエンカーの下僕たる地位に甘んじていたドイツ・ブルジョアジーの脆弱性を見事に道破している。このようなブルジョ

アジーは、その発展のためには、ウィーン会議によって、主としてロシアによって、つきにはイギリスとフランスとによって、大小二百以上の特別な地片を有する三六の国家に分割せられた祖国を統一し、ドイツ帝国を完成することが要求された。政治的な統一の必要な前提としての経済圏の統一は、すでに一八三四年プロシヤを中心とする関税同盟の成立によってははじめられたが、重要なことは、この関税同盟が中小諸国家の全ブルジョアをプロシヤの味方にしたということであった。⁽⁴⁾

一八四八年の三月革命以後、ドイツは産業革命の時代に入った。一八四〇年代には、フランスの半分にも達しなかった蒸気機関は、一八五〇年には早くも三分の二となり、一八六〇年代にはほぼ四分の三に達した。絶対数では一八四〇年約四万馬力、一八五〇年約二六万馬力、一八六〇年にはすでに八五万馬力に達した。⁽⁵⁾ 資本主義的発

年	キロメートル	年	キロメートル	年	キロメートル	年	キロメートル
一八五〇	三、八六九	一八五六	五、七六六	一八六三	七、七二八	一八六八	一〇、一八三
一八五一	四、〇〇九	一八五七	六、〇六六	一八六三	八、〇八二	一八六九	一〇、四九六
一八五三	四、四六〇	一八五八	六、三六七	一八六四	八、三三七	一八七〇	一〇、五五三
一八五三	四、六八四	一八五九	六、八七七	一八六五	八、六五四		
一八五四	四、八八八	一八六〇	七、一六九	一八六六	九、二五〇		
一八五五	五、〇八九	一八六一	七、三三三	一八六七	九、八〇四		

展のひとつの道標ともいべき鉄道網の発達について、一八五〇年から一八七〇年までのプロシヤだけをとってみると、前頁の表のようないちじりしい増大が見られる(一八七〇年には一八五〇年の全長の三倍に達したことに注意)。

一八四〇年以來、ライン、ザクセン、シレジア、ベルリンおよび内部の少数の諸都市に発生した大工業の芽生えは、ひきつづき急速に育成され、拡大され、地方のภายใน工業はますますひろがり、鉄道建設が促進されたのであった。つきに、やはりクチンスキーの示すところによって、当時の工業労働者の数をみよう(Ⅰは企業数、Ⅱは労働者数、Ⅲは一企業あたりの労働者数)。

年代	鉄および鋼鉄			機械			鉄道および車輛産業			化学工業		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一八四九	一、二七三	二、八三三	一八	一八	六、一九六	三三	五五	一、四八四	三七	三五七	三、四四九	一三
一八五五	一、二二四	六、六四〇	三三	三三	二、四七〇	五三	七〇	三、八三三	五五	二八六	四、三三九	一五
一八六一	一、〇六四	一、七一一	四〇	三三	二、〇六八	六六	八七	六、〇九五	七〇	一九六	三、七七四	一九

これを見るに、鉄鋼業の場合、一八四九年から一八六一年までの十二年間に、労働者数は三倍強、機械産業の場合には三倍強、鉄道および車輛産業をみるに四倍、化学工業においてはあまり目立った増加はみられないけれども、総じて、産業革命の過程における近代的なプロレタリアートのいちじりしい増加がみられる。

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料(その二)

かくしてドイツ資本主義がその基礎を確立するにつれて、労働組合運動が自然発生的におこらざるをえなかった。ドイツ労働組合運動の発端は、一八四八年の三月革命の頃とその時期を同じくする。前近代的要求が根強く残存し、ギルド的手工業がその当時の支配的な産業形態であった一八四〇年代には、労働者の日常利益を代表するといふ労働組合の活動に主としてあたっていた労働者と職業の団結組織には、(一)相互扶助基金、(二)ストライキ団体、(三)労働者教育協会が三つがあった。だが一八四八年の革命の敗北と、それにつづく反動の時代には、勤労者が闘いとした民主的な諸権利は次第に剝奪され、たとえ一八五四年七月には、フランクフルト連邦議会の特

別決議によって、ドイツ連邦に属するすべてのドイツ国家は、現存の労働組合組織に解散を命ずる義務を負わされたほどである。⁽⁸⁾

しかしながら、一八五〇年代の終りから一八六〇年代にかけての資本主義の発展にともなう重工業の勃興によって、政治権力は依然としてエンカーの掌中であつたといえ、労働者階級の大部分をしめていた手工業職人、家内労働者に代つて、さきの表にみたように、工業プロレタリアートが大きな比重をしめるようになった。「エンカーの下僕」としての地位に甘んじながらも、発展の一途を辿りつづつたドイツ資本主義の担い手として、ブルジョアジーは一八六二年六月九日、プロシヤの自由主義者を糾合し、

ここに進歩党を結成した。だが、ドイツのブルジョア階級は、依然として周囲の矛盾のなかに動揺していた。一方では彼らは、独占的な政治権力を自分の手に、つまり自由主義的な議会の多数派によってえられた内閣の手にうつそうと要求していた。だが他方では彼らは、強力によってのみ、したがって事実上の独裁によってのみ実行しうるドイツの革命的変革を要求していた。そのさい、ブルジョア階級は、一八四八年以来、決定的な瞬間においてやりぬくために必要なエネルギーのかけらすらもっていないことを証明してきた。政治には、ただ二つの決定的な勢力しかない。つまり組織された国家権力たる軍隊と、人民大衆の組織されていない原基的な強力がそれである。大衆にうつつたえることを、ブルジョア階級は、一八四八年にはやめてしまっていた。彼らは、人民大衆を絶対主義よりもはるかにおそれていた。だが軍隊は、彼らの自由にはならなかった。だが、ビスマルクの意のままになっていた。⁽⁹⁾

ビスマルクは願慮するところなく突込んでゆくユンカーの意志をもち合せていた点で、自由主義ブルジョア階級を凌いだ。このがむしゃらな意志は、彼の階級仲間をいちじるしく抜く彼独特のものであった。第二帝国のポナバルティズムのなかに、ビスマルクはブルジョア階級とプロレタリアートとの世界的闘争の一時の挿話を看取せず、近代的な絶対主義、すなわちブルジョア階級の政治的諸要求を鉄拳で抑えつけ、ブルジョア階級の巨大な生産力を発展せしめるために、近代的絶対主義の典型的形態を看取したのであって、い

みじくもエンゲルスが指摘したように、「ビスマルクは、ルイ・ナポレオンをフランスの冒険すぎな王位僭称者から、プロシヤの田舎貴族とドイツの大学生組合員に翻訳したような人物である。ビスマルクは、ルイ・ナポレオンとまったく同じように、偉大な実際のな頭脳の持主であり、非常にずるがしこい人物であり、うまれつき老獪な仕事師だった⁽¹¹⁾」。半封建的絶対主義的勢力(ユンケルトウム)の代弁者としてのビスマルクは、ドイツ資本主義発展の途上において、ユンカーとブルジョア階級との抱合妥協(国内の政治的支配者としてのユンカーの権力—支柱としての軍隊および鞏固な官僚組織—と、同じく国内の社会的経済的支配者としての資本家階級との間の矛盾の融和)、それも主としてユンケルトウムの利益をブルジョアの利益に優先せしめるための使命をおびて登場したのであって、ブルジョア階級はビスマルクのなかに、次第にその勢力を増大しつつあった労働者階級の運動、とくに社会民主党にたいする彼のはげしい憎悪をみることによって、そのユンカーへの服従の代償を發見したのであった。

三つの方策によって、ビスマルクはドイツ労働運動をわがものにして、またこれに対処しようと努めた。まず一八六三年五月以来、ラッサール及びラッサール主義者たちと提携することによって、つぎには一八七八年の社会主義者に対する例外法によって、それから一八〇年代に—社会主義鎮圧法はなお有効であったが—「社会問題の解決策」として、災害・労働・疾病・廃疾—養老保険制度を

しくことよってである。⁽¹²⁾ 一八六三年五月、ライプツィヒにドイツ十一郡の都市労働団体の代表十二名が集まり、全ドイツ労働者同盟(Allgemeine Deutscher Arbeiterverein)が成立し、ラッサールはみずからその領袖となつて、ここに後年のドイツ社会民主党の礎石のひとつがきざされた。一方当時、アウグスト・ベーベル(August Bebel)とウィルヘルム・リープクネヒト(Wilhelm Liebknecht)は、ライプツィヒの労働者教育協会(Arbeiterbildungsverein)において実践運動に参加していたが、やがて第一インターナショナルの方針をとるか否かをめぐって運動に分裂がおこり、ニュールンベルクにおいて開かれた労働者教育大会は第一インターナショナルの方針を採択するマルクス主義者とこれに反対する自由主義者とにわかれた。ここにおいて、ベーベル等は、一八六九年八月七日から九日にかけてアイゼナッハに会合し、社会民主労働者党(Sozialdemokratische Arbeiterpartei)を結成した。⁽¹³⁾ ラッサールが、普通選挙権の獲得と国家の信用による生産組合という二つの目標を実現しようとして、接近したのを逆らして利用して、ビスマルクは、社会主義運動を自家葉籠中のものたらしめようとしたが、ラッサールの死後は、全ドイツ労働者同盟はシュワイツァ(Johann Baptist von Schweitzer)が首領となり、ビスマルクと関係を保持し、その結果アイゼナッハとの対立は激化した。ラッサール派の小组ブルジョア民主主義とアイゼナッハ派のマルクス主義が、はげしい確執をつづけている限り、ビスマルクは安んじていることができた

が、やがて両派合同の機運の發生は、ビスマルクの政策がドイツ資本主義の矛盾の解消を侵略主義への志向において求めようとしたとき、一層強められたのである。一八六四年、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン戦争、一八六六年普墺戦争を経て、翌一八六七年の北ドイツ連邦の成立、そしてやがてフランスとの衝突、これはビスマルクにとって決して偶然ではなかった。「ビスマルクは、オーストリアとの講和が、フランスとの戦争をはらんでいたことを、たんに知っていただけでなく、それをのぞんでもいた。この戦争こそ、まさにドイツのブルジョア階級によって彼に命じられたプロシヤドイツ帝国を完成するための手段にあたえるべきものだった⁽¹⁴⁾」。將軍モルトケは、「エルザス—ロートリンゲンを併合すれば、ヨーロッパの武装は解除されるであろう」と云ったが、ビスマルクによる上からの革命が、プロシヤ武力国家とドイツ・ブルジョア階級との妥協によって確立されるや、これらの両勢力は、セダンへの侵略戦争を敢行し、分捕り物を相互に分け合ったのである。⁽¹⁵⁾

ナポレオン三世のビスマルクに対する屈服以後、ドイツの労働者階級が戦争の継続およびエルザス—ロートリンゲンの併合に「反対し、とくにウィルヘルム・リープクネヒトとアウグスト・ベーベルが議會において戦争予算を公然と拒否したとき、支配階級の内部には、かのパリ・コミューンの革命的な闘争の波と相まって、社会主義者にたいする異常な恐怖心が昂まった。ブルジョア階級と半封建的な司法機関は、労働運動の指導者や社会民主党の指導者に不利な国家

防護条項——叛逆、謀反、および不敬の際に適用される——を適用しようとする傾向を有していたが、しかしエルザス・ロートリンゲンの併合に反対する労働者階級の運動や戦争の拒否は、ただそれだけでは法的に叛逆罪の概念のなかに包括しえないものであり、社会主義者に対して叛逆罪の告訴を構成しようとする試みは失敗に終わった。被告たち(リープクネヒトとペーベル)は、革命家であり従って共和主義者ではあったが、彼らが憲法の破壊のために、すなわち、国家権力の打倒のために暴力を用いようと決心したこと、これを確証しえなかったことが、支配階級を焦慮させた。とくに一八七五年、ゴータにおけるラッサール派とアイゼナッハ派との合同によって成立したドイツ社会民主主義労働者党は、ブルジョア的な社会秩序にとって大きな危険性をもたらすものとなった。⁽¹⁶⁾すでにペーベルとリープクネヒトは、社会民主主義労働者党の建設、国民大会における煽動的な演説、国民を挑発させるための論説を書き、且つそれによって北ドイツ連邦の憲法を暴力的に変更しようとする叛逆的な企てを準備したという理由によって、二年間の要塞禁錮に処せられた。このような志向刑罰的傾向 (gesinnungsstrafrechtlichen Tendenz) にもかかわらず、国家防護条項をもつてはいまやますます強く且つ独立的となる労働者階級の政治運動を有効に防止することは困難となった。⁽¹⁷⁾いまや何らかの処置がとられねばならなかった。一八七八年五月、ベルリンにおいて、無政府主義的な労働者が皇帝に発砲したとき、その機会は到来した。

社会主義鎮圧法の制定は労働者階級の運動に壊滅的な影響をあたえた。社会民主党指導者は、急速に党员大衆との接触を失ってゆき、警察の追跡は、その組織を破壊におとし入れ、プロレタリアートの重要な組織および宣伝の武器、労働者をひとつにし協同せしめていたあらゆるもの——たとえば教養団体や合唱グループのようなものさえも——は絶滅させられたのであった。すべてがこの苛酷な弾圧立法によって、壊滅させられた。社会主義運動の抵抗力はうち破られたように見え、ビスマルクの『鉄と血』の体制は、社会民主党を完全に窒息させたかにみえた。だがプロレタリアートの中核組織は、最初の嵐が去ったのち、その組織を、新たな状況に應ずるよう再建しようとする努力し、社会主義鎮圧法にたいして果敢な闘争を開始したのである。だが不幸にしてこのような状況のもとに社会民主党指導者層の間には日和見主義が抬頭しはじめていた。その事情を簡単にのべるならば、これはまさしくドイツにおける『解党主義』であった。社会主義鎮圧法の脅威の前に屈服し、合法的な政党としてとどまろうとする幹部たといえばガイプ(A. Geiß)等は、社会民主党をもつて、それが社会主義者例外法にのべられているような革命的な政党ではないという証拠をあたえようとした。⁽¹⁸⁾ブルジョア階級に対する過小評価、政治的客観状況の完全な無視は、この決定的に重要な時期に主権を掌握した党指導部の小市民的思慮——その代表的なものとしてデューリング——のあらわれであり、マルクス主義の原則と違反するものであった。それゆえドイツの労働運動は、一

八七八年十月以後、戦術的な計画や中心的な指導が存在することなく、まったく準備のないままに非合法状態に移ったのである。

以上のように社会民主党は、合法的日和見主義のなかに動揺する指導部と非合法のプロレタリアの中核との矛盾に悩み、社会主義鎮圧法の弾圧下にたえず見舞われる分裂の危機を回避しながら困難な闘争をつづけたのである。

- (1) Einleitung; Die Sozialdemokratie unter Ausnahme-gesetz 1878-1890 von Karl-Alexander Hellfaier, S. XIII.
- (2) リヤザノフ著「マルクス・エンゲルス伝」、長谷部文雄訳九七一―九八頁。
- (3) Jürgen Kuczynski; Die Bewegung der deutschen Wirtschaft von 1800 bis 1946. 高橋・中内共訳「ドイツ経済史」五三頁。
- (4) エンゲルス「歴史における強力の役割」大月版マルクス・エンゲルス選集第十六巻四〇―一頁。
- (5) クチンスキー、邦訳前掲書八二頁。
- (6) Kuczynski; Die Geschichte der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart, Band I, Erster Teil, 1789 bis 1870, S. 177.
- (7) Kuczynski; ebendorf, S. 178.
- (8) Herbert Warnke; Überblick über die Geschichte

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料(その二)

der deutschen Gewerkschaftsbewegung, 1952. 池上・佐藤共訳「ドイツ労働組合運動小史」二二―三頁。

- (9) 「歴史における強力の役割」四一―六七頁。
- (10) フランツ・モーリング著、栗原佑訳「ドイツ史」二八六頁。
- (11) 「歴史における強力の役割」四〇―九頁。
- (12) Alexander Abusch; Der Irrweg einer Nation, 1951. 道家・成瀬共訳「ドイツ―歴史の反省」一一―五頁。
- (13) Karl-Heinz Leidigkeit; Wilhelm Liebknecht und August Bebel in der deutschen Arbeiterbewegung, 1862-1869, 1957, 178 f.
- (14) 「歴史における強力の役割」四二―四頁。
- (15) Franz Mehring; Geschichte der deutschen Sozialdemokratie. 塚本三吉訳「独逸社会民主党史」四三〇頁。
- (16) マルクス・エンゲルス選集第十七巻、エンゲルス「ドイツにおける社会主義」(『ノイエ・ツァイト』一八九一年第一〇巻第一号所載)によれば、社会民主党の得票数は、一八七七年、四九三、四四七票に達した。
- (17) Hellfaier; ebendorf, S. XX.
- (18) August Bebel; Aus meinem Leben, Bd. III, S. 22 f.

III

社会主義者例外法(鎮圧法)は、その第二六条において、議会議

判所 (Reichsbehörde) の設立を規定しているが、これによれば、いわゆる例外法を理由に、警察によっておさえられた著者、出版業者及び団体幹部は、この裁判所にその苦情を申し出ることができた。立法者の説明によれば、警察の自由意志にともなう例外法の濫用に反対することは、最高裁判所の課題でなければならぬというのである。例外法の濫用をさけるという目的のために建設された機関が、逆に社会主義者にたいする警察の圧迫を一層はげしくする役割をになう危険性を、社会民主党が予期したことは当然であった。この政府機関すなわち苦情処理委員会 (die Beschwerdekommision)こそ、やがて帝国委員会 (Reichs-Kommission) と呼ばれて、社会主義運動の鎮圧のための重要な存在となったのである。

帝国委員会——正しくは帝国議会委員会 (Reichstagskommission) は、六人の保守党員 (Konservativ)、七人の国民自由党員 (National-liberal)、六人の中央党の議員、二人の進歩党員からなっており、彼らはいずれも共通の階級的利害によって結ばれているが、その党派性とは別に、彼らはまず第一に資本家的な制度の擁護者であり、それゆえその敵の克服、階級意識に目ざめたプロレタリアートの克服を通じて現存社会秩序の維持存続をはかることが課題とされたことはいうまでもない。この委員会は、一八七八年十月二一日、「社会民主党の一般に危険な努力に反対する法律」(Reichsgesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie) によって制定されたのであるが、一八八

年	項目	会議数	判決数
1878		3	25
1879		10	107
1880		4	8
1881		3	12
1882		3	12
1883		3	7
1884		4	14
1885		3	5
1886		4	24
1887		3	33
1888		4	15
1889		4	30
1900		2	26
		50	318

評価され、しかも一事件は議長によって行政処分され、残りの三十一件については、規則通りに、官庁の裁定によって処分された。二巻二〇〇頁をこえるこの資料集は、(A)、(B)、(C)と三部にわかれ、(A)は、定期的な印刷物の禁止にかんする裁決、(B)は非定期的な印刷物の禁止にかんする裁決、(C)は団体の禁止にかんする裁決となっている。われわれは、つぎに本資料にかんする簡単な考察を試みることにしよう。

社会主義鎮圧法の急襲によって、社会民主主義的な言論機関が大打撃をうけた一八七八年、ベルリン自由新聞 (Berliner Freie Presse) 二四七号は警察によって禁止された。これにたいして、一八七八年十月二八日、全ドイツ印刷業組合 (Allgemeinen Deutschen Associations-Buchdrucker) の幹部がそれを委員会に訴願したところ、一八七八年「根拠なきもの」として拒絶されている。その理由として、この新聞の内容について委員会は、つぎのような分析をおこなっている。

「社会主義者例外法の支配のもとにあった一八七八年十月二三

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料 (その二)

一年三月三十一日までを期限とする有効期間は、つぎのように四回にわたって延期されたのであった。すなわち、

- (一) 一八八〇年五月三十一日のドイツ国法によって一八八四年九月三〇日まで
- (二) 一八八四年五月二十八日のドイツ国法によって一八八六年九月三〇日まで
- (三) 一八八六年四月二〇日のドイツ国法によって、一八八八年九月三〇日まで
- (四) 一八八八年三月一八日のドイツ国法によって、一八九〇年九月三〇日まで

委員会は、いわゆる社会主義鎮圧法第一条から八条までに規定されている「社会民主主義的社會主義的もしくは共産主義的な努力によって、現存国家もしくは社会秩序の打倒を目的とする集会の禁止……」にもつき、社会主義的団体や結社、もしくはそのための印刷出版物および出版者の審査にあたったのであるが、これは、当初この委員会設立の趣旨であった「官憲による例外法の濫用、その擴張解釈」にたいして、これを抑止し、苦情を処理する代りに、あらゆる社会主義的な運動を弾圧するための公然たる手段となったのである。次頁に示す表は、委員会の開催および苦情についての判決の数である。

これは、団体および印刷物の二一六七件の禁止総数のうち、帝国議会委員会によって、官憲が考慮しなかった三二九の苦情について

日に発行された二四七号にかんしていえば、この新聞の方法というものは (die Art und Weise)、第二面第四段に、ロンドンの国際労働者協会 (第一インターナショナル……筆者) によって発表された決議が報知されているように、現存国家および社会秩序と全く相容れない社会民主党の綱領を固持することを意図したものである……」

そしてつぎのように云う。

「社会民主党の本来の目的、現存の諸関係や諸状態、教会および国家制度、とりわけドイツ帝国憲法、従って現存の国家および社会秩序の顛覆が、ここでは公然で語られている……。この号の全内容は、全体として考察され、この新聞の従来業績から明らか傾向が、比較対照されねばならない。そうすればそれから、つぎのような確信が異議なく動かしがたいものになる。すなわち、二四七号は、一八七八年の十月二一日の法律第一条に明らかにされている目的を追求するものである……ということである……」

第一インターナショナルの記事をくわしく掲げたり論評しようとするれば、すぐさま「反国家的反社会的」としてきびしい態度をもつてのぞむビスマルク体制は、ブルジョア民主主義の断片までも拭いさろうとするエンケルトゥムルプロイセン絶対王制の専制的な政策を背骨としており、あたかも巨大な軍閥と官僚組織をして財閥に支えられた天皇制の、世界にその比をみない残虐にして酷烈な政治的

弾圧——とくに治安維持法を通じて——を思い出させるに充分である。いまひとつ、定期刊行物に対する委員会の審査をあげてみよう。

一八七八年十月二十六日、ライプツィヒの地方長官は、つぎの理由により、フォールウェルツ (Vorwärts) を禁止した。

「二二六号のフォールウェルツ紙に、『同志に告ぐ』という論説が掲載されたが、これは、下院議院ブロッケのよびかけを解説したものである。このなかでブロッケは、読者に社会主義鎮圧法と衝突しないために、どのように行動しなければならぬかを忠告した。そこでブロッケは、その同志に、敵の前に自然に屈服するのではなく、警察が干渉の手がかりを得られないように活動方法を吹聴したのだ……」

これにたいして委員会は、さらにつきのよう論評を加えている。「『フォールウェルツ』のこれまでの態度は、つぎのような点については、まったく疑いがない。つまりこの定期刊行物のなかに、現存国家および社会秩序の打倒を目的とする社会民主主義者の努力が追求されていること、且つ訴願者は、十月二二日の鎮圧法の布令以来、新聞の論調に何らかわるところがなかったことを当然として認めていることである。いま法律に従うために、今、問題になっているその号に、公共の平和を脅かすような方法で、その努力が暴露されるにちがいないというその禁止を仮定するならば、官憲によって禁止の理由として引用された論説が、この仮定

に完全に合致するかどうか論なく、『フォールウェルツ』の禁止された二二六号は、その紙面の一般的な傾向として、公共の平和に危険な性格をもつところの多くの記事をかかげている」。

抽象的な言葉を弄して、反政府的な新聞は、容赦なく弾圧してゆこうとする支配者の政治的な意図は明白である。

つぎにわれわれは、労働者の団結について、委員会がどのような態度をもって臨んだかを考察してみよう。

一八七八年十月二三日、ベルリンのドイツ鍛冶屋同盟 (Verband der deutschen Schmiede) は、社会主義鎮圧法違反で解散を命じられたが、これに対し十月二十九日、議長カール・グスタフ・アドルフ・ハインリッヒ (Karl Gustav Adolf Heinrich) は委員会に訴願した。彼は、この団体がその集会において政治問題を議論したことはないとし、とくにその証拠として、その綱領第三条、「この同盟は、会員の物質的および精神的利益を促進し且つ擁護するを目的とする」をひいて訴えた。ところが、これにたいして、委員会は、つぎのような理由のもとに、この団体の禁止を、「全く妥当なもの」としたのである。

「禁止の理由を説明する前提は、つぎの通りである。すなわち上記の団体のこれまでの活動において、現存国家および社会秩序の打倒を目指す社会民主主義的ないしは共産主義的努力が、公共の平和を危険におとしめるような方法で、その団体の全組織のなかに目立ってあらわれてきている。とりわけ、階級憎悪の煽動お

よび現存の営利および財産秩序の完全な顛覆にむかう傾向と結んで、その団体の規約第二条を通じて明らかにされている目的に明らかである……」

「現存国家および社会秩序の顛覆」(der Umsturz der bestehenden Staat- und Gesellschaftsordnung) もしくは、これと同じような表現が、委員会の裁定の文章のなかにつねにあらわれてくる。ビスマルクの「鉄と血」の体制は、あらゆる市民的自由を根こそぎにしようとする点で、一九三〇年代のナチズムに相通するものをもっている。帝国議会委員会の設立の目的は、官憲による個人の自由の侵害、平和的な団結にたいする不当な圧迫を排除することによって、社会主義者例外法の運用を適正ならしめようとするものであった。しかし表面的に、そのような「苦情処理」の機関の扮飾をこらしながら、その背後には悪質の弾圧の意図が秘められていたのである。それは官憲による労働者階級にたいする圧迫や権利の侵略にたいして、これを抑止しそのゆきすぎを是正するものではなく、むしろその反対であったという事実である。この二巻の資料集は、その意味で、一八七八年から一八九〇年にいたる十二年間、不当な理由で弾圧されたドイツの労働者階級の組織の鞏固さ、官憲のこれにたいするはげしい憎悪、とくに議会委員会による圧迫や弾圧の合理化を、まざまざと物語ってくれるし、またわれわれは、これを読むことによって、例外法下のドイツの労働者階級の悲痛な叫びをきく思いがするであらう。

ドイツ社会運動史にかんする最近の資料 (その二)

一八九〇年、プロイセン絶対主義ルンケルトゥムのチャンピオンとしてのビスマルクは、ブルジョア階級の政治権力の完全な掌握の前に、その役割を果し終えて、すぐごと舞台を退いてゆく。社会主義者例外法は撤廃され、ドイツ社会民主党は未曾有の昂揚期をむかえらるとともに、右翼日和見主義が抬頭し、修正主義論争の嵐にまきこまれるに至った。従って社会主義者例外法の時期のドイツ労働運動は、草創期ともいべき一八六〇年代までの時期と、独占資本主義の成立とそれともなう社会民主党内の分裂によって特徴づけられる一八九〇年代との間の過渡的な一時期を画している。そのためか、すでに社会主義鎮圧法制定をめぐる支配階級の陰悪な動きの前に、労働運動内部の諸矛盾が露呈されている——たとえば、妥協しようとする指導者と闘おうとするランク・アンド・ファイルとの矛盾——、これらのことを考慮にいたした上で、本資料を読むならば、なお一層興味深いものがある。

- (1) Der Kampf der deutschen Sozialdemokratie in der Zeit des Sozialistengesetzes, 1878—1890—Die Tätigkeit der Reiches-Kommission—, Bd. I. SS. 36-38.
- (2) Ebdort, S. 42.
- (3) Ebdort, SS. 43-44.
- (4) Ebdort, Bd. I S. 646.

——一九五九・八・一四——